

広島地方最低賃金審議会
第4回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年12月17日（火）8時51分～10時00分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	労働者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
	使用者を代表する委員	出席 3人	定数 3人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について	<p>事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「県内他産業で50円の引上げが行われている状況があり、本来は52円必要であるが、4回目の審議を12月に行うという異例の状況も考慮し50円の提示をしたい。」と金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「42円で十分だと思っているが、4回目の審議ということもあり、48円を提示したい。」と金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が、労使各代表委員と個別に協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額1,002円を50円引き上げて1,052円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致での結審となった。</p> <p>12月23日に開催予定の第558回本審で部会長報告を行うことが了承された。</p>		
2 その他	<p>今後の審議会の開催予定。</p> <p>第558回本審 12月23日（月）午後2時～ (異議申出があった場合)</p> <p>第559回本審 1月8日（水）</p>		